

(10) 死亡に伴う事務 N o. 1

作成書類			作成者		提出先				添付書類・備考	
区分	書類の名称	部数	本人	学校	学校	教委	教事	県教	共済	○は必ず添付 ○は該当者のみ添付
<b>【本人死亡の場合】</b>										
庶務	家族からの死亡届	1	○		1	<u>1</u>				
	校長からの死亡届	2		○	1	1				
	死亡診断書の写し	1	○		(1)					
	履歴書の写し	2		○		2				学校備え付けの履歴書の写し ※人事課より記入例 ※死亡退職日によっては昇給する場合があるため注意
電算	勤務実績報告書	1		○				1		主任手当等、死亡までの実績を勤務実績報告書で翌月分に報告する。
給与	退職手当の請求について(進達)	1	○					1		○ 履歴書の写し ○ 戸籍謄本
	退職手当請求書 (別紙2号様式)	1	○					1		※至急人事課へ連絡し様式と記入例をもらう。 ※法定相続人が複数名いる場合職員の扶養親族が配偶者以外の場合
	生計関係申立書									
	期末・勤勉手当報告書	1		○				1		死亡退職日が、期末勤勉手当基準日の1ヶ月以内である場合提出
	旅費仕訳書	1	○				1			帰住旅費(旅費条例第10条遺族の旅費参照)
※月途中の死亡による退職はその月の給与全額支給										
※口座凍結により給与振込ができない場合は資金前渡受領(死亡退職日による)										
共済組合	組合員異動報告書	1		○				1		○ 組合員証・被扶養者証 ※住宅貸付の団体信用生命保険(タスキン)加入者の場合 ・死亡診断書(生命保険会社) ・在籍証明書が共済より送付
	<b>《交通事故・公務災害以外の死亡の場合》</b>									
	埋葬料・埋葬料附加金請求書	1	○					1		※公務によらないで死亡したとき ※組合員であった者が退職後3ヶ月以内に死亡したとき ○埋(火)葬許可証の写または死亡診断書 ○埋葬に要した費用額に関する証拠書類(被扶養者がいない場合) ※公務災害で死亡の場合、公務災害補償基金から葬儀費が支払われ共済組合からの給付はない
	弔慰金請求書	1						1		※水震火災、その他の非常災害により死亡したとき(公務上公務外の関係なし・その他予測し難い事故を含む) ○事故状況報告書(記載例18-1) ○警察等の証明

(10) 死亡に伴う事務 N o. 2

作成書類			作成者		提出先					添付書類・備考 ◎は必ず添付 ○は該当者のみ添付
区分	書類の名称	部数	本人	学校	学校	教委	教事	県教	共済	
その他	遺族年金決定請求書	1	○						1	◎履歴書の写(記載例3) ◎戸籍謄本(2部) ◎住民票及び住民票謄本(各2部) ◎所得証明書(市町村長発行) ○その他必要書類は支部からの通知のとおり提出する
	確定申告関係									注1参照
	旅費請求書	1	○					1		※法定相続人が複数名いる場合
【家族の死亡の場合】										
庶務	特別休暇願	1	○		1					※注2参照 市町村管理規則の様式による
《被扶養者の死亡の場合》										
電算	給与基本報告書4	1		○	1			1		
給与	扶養親族届	1	○		1			1		認定取消の手続き、戸籍抄本
	児童手当	1	○		1			1		手当受給者の取消手続き
共済	家族埋葬料・家族埋葬料附加金請求書	1	○						1	◎ 埋(火)葬許可書の写し ◎ 被扶養者証
	被扶養者取消申告書	1	○						1	
	《災害による死亡の場合》									
	家族弔慰金請求書	1	○						1	※被扶養者が水震火災、その他の非常災害により死亡したとき(その他の予測し難い事故を含む)
	家族埋葬料・家族埋葬料附加金請求書	1	○						1	◎ 死亡診断書、戸籍抄本、交通事故証明書(交通事故の時) ◎ 事故状況報告書
	被扶養者取消申告書	1	○						1	◎ 医療効果が得られなかつたことの証明書(医療機関発行) ◎ 埋(火)葬許可書の写し ◎ 被扶養者証

(注1) 『その年の1月1日から死亡日までの給与』の準確定申告を遺族がしなければならないことを伝える。(法定相続人であると分かった日の翌日から4ヶ月以内)

源泉徴収票2通が送られてくるので1部遺族に渡す。(生前の給料分)

準確定申告をしない場合は、年末調整時に一緒に行う。

※数字の(アンダーライン)は認定決裁後のコピーを示す。

(注2) 特別休暇（忌服）の日数

死亡した者	期間
配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む 以下同じ）	10日
父母	7日
子	10日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一についていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一についていた場合にあっては、10日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一についていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日